

# 山下江法律事務所の 実務に役立つ 企業法務の基礎

第93回

## 民法改正 (3)

前回から、民法改正の具体的な内容についてご説明していますが、今回は「保証」を取り上げます。

### 保証契約に関する改正

保証契約は債務者（借主）の経済的信用を補う手段として広く利用されています。しかし、債務者との個人的関係から、無償で保証人となることが多く、また、保証人としての責任を十分認識しないまま保証契約を締結してしまったために、保証人自身の生活が破綻するといったケースも珍しくありません。

そこで、保証人の保護を図るため、保証契約の締結に関して改正がなされました。  
(1) 貸金等根保証に関する規律の個人根保証一般への拡大  
保証の中でも根保証は、一定の範囲に属する不特定の債務を

包括的に保証するものであるため、保証人の責任が大きくなりやすいものです。そのため保証人保護の必要性が高く、現在の民法でも、貸金等のための根保証契約については、保証人保護の規律が設けられていました。

今回の改正では、この貸金等根保証契約に関する規律の一部を個人根保証契約全般に拡大することとされました。

### ア 極度額の定め

個人が保証人となる根保証契約については、保証人の予測可能性を確保するため、保証人の負担する債務の上限である「極度額」を定めることが必要とされ、これを欠く根保証契約は無効とされます。

### イ 元本の確定事由

貸金等根保証契約では、保証対象である主たる債務の元本が確定する事由について定めがあります。

改正法では、その元本確定事由のうち、次の3つが個人根保証全般に適用されることになりました。

①債権者（貸主）が保証人の財産について、金銭の支払を

目的とする債権についての強制執行または担保権の実行を申し立てたとき（強制執行または担保権の実行の手続の開始があったときに限る）

②保証人が破産手続開始の決定を受けたとき

③主たる債務者または保証人が死亡したとき

(2) 事業資金借入れの個人保証に関する改正

事業資金の借入れは多額であるのが通常であり、個人である保証人にとって過酷な状況に追い込まれるリスクが高いため、保証契約の締結には特に慎重になる必要があります。

そこで改正法では、事業資金借入れの個人保証の場合、原則として保証契約前の1か月以内に、保証人が「保証意思宣明公正証書」という公正証書を作成することが必要とされました。

これは、保証契約のリスクを十分認識した上で保証契約を締結する意思があることを確認するためのもので、保証会社の主たる債務者への求償権について保証人になる場合にも適用されます。

ただし、保証人になろうとする者が①主たる債務者（法人）の理事、取締役、執行役またはこれらに準ずる者、②主たる債務者（法人）の総株主の議決権の過半数を有する者等、③主たる債務者（個人）と共同して事業を行う者または主たる債務者が行う事業に現に従事している配偶者のいずれかである場合には、保証意思宣明公正証書の作成は必要ありません。

次回は、保証契約における情報提供義務について、説明します。



田中伸山 事務所、副代表・弁護士  
山下江法律事務所  
山下江 弁護士

広島県三原市出身。広島大学附属福山高校、一橋大学法学部卒業。平成9年司法試験合格。平成12年4月広島弁護士会入会。平成23年度広島弁護士会副会長。【主な取扱分野】企業法務、債権回収、債務整理、相続、事業承継、交通事故損害賠償請求。

機動力と総合力の広島最大級事務所！ 迅速な対応のための予防法務 = 顧問契約をお勧めします  
〒730-0012 広島市中区上八丁堀 4-27 上八丁堀ビル 703 TEL 082-223-0695 広島弁護士会所属 代表 山下江

**山下江法律事務所**  
Yamashita Ko Law Office 広島本部・東広島支部・呉支部

☑契約書チェック ☑債権回収 ☑労務問題など

企業法務専門サイトあります    
<http://www.hiroshima-kigyoo.com>

◆離婚、相続、交通事故、債務整理の無料相談実施中！  
◆債務整理、交通事故：着手金 ¥0-



H28.12 撮影

予約電話受付  
平日 9~19時  
土曜 10~17時



相談予約専用  
フリーダイヤル  
**0120-7834-09**